

# 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公表

ASBJ 専門研究員 はしもと ひろふみ  
橋本 浩史

## 1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2017年4月10日に開催した第358回企業会計基準委員会において、改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「2017年4月改正修正国際基準」という。）の公表を承認し、2017年4月11日に公表した。

本稿では、2017年4月改正修正国際基準の公表の経緯、概要等を紹介する。なお、本稿における意見に関わる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

## 2. 公表の経緯

ASBJでは、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月）の記載に基づき、国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）に関するエンドースメント手続（エンドースメント手続の概要については、「5. エンドースメント手続の概要」を参照）を実施し、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）を公表

している。

今回の2017年4月改正修正国際基準に係るエンドースメント手続においては、これまでに2013年12月末までに公表された会計基準等を対象にエンドースメント手続を実施したことを踏まえて、2014年1月1日から2016年9月末までに公表された会計基準等のうち、2017年12月末までに発効するものを対象として、2016年9月から着手し、IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）及び企業会計基準委員会にて審議を行い、2016年12月に修正国際基準の改正の公開草案を公表した。2017年2月6日までのコメント募集期間に、3通のコメント・レターが寄せられ、作業部会及び企業会計基準委員会にて寄せられた意見に基づいて再審議を行い、2017年4月改正修正国際基準を公表するに至った。

## 3. 修正国際基準の概要

修正国際基準は以下から構成されている。

- ① 「修正国際基準の適用」
  - ② ASBJが採択したIASBにより公表された会計基準等
  - ③ 「企業会計基準委員会による修正会計基準」
    - ①の「修正国際基準の適用」は、修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合に準拠すべき規定を定めている。
- ②は、エンドースメント手続の結果としてASBJが採択した

IASBにより公表された会計基準等であり、「修正国際基準の適用」の別紙1のリストとして示されている。③の「企業会計基準委員会による修正会計基準」は、②の会計基準等のうち一部（対象となる会計基準等は「修正国際基準の適用」の別紙2に示されている。）に対して「削除又は修正」を行うものである。

#### 4. エンドースメント手続の対象

前述のとおり、今回のエンドースメント手続は、2014年1月1日から2016年9月末までにIASBにより公表された会計基準等のうち、2017年12月末までに発効するものを対象としており、具体的には次のとおりである。

- (1) IFRS第14号「規制繰延勘定」（2014年1月公表）
- (2) 「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」（IFRS第11号の修正）（2014年5月公表）
- (3) 「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」（IAS第16号及びIAS第38号の修正）（2014年5月公表）
- (4) 「農業：果実生成型植物」（IAS第16号及びIAS第41号の修正）（2014年6月公表）
- (5) 「個別財務諸表における持分法」（IAS第27号の修正）（2014年8月公表）
- (6) 「IFRSの年次改善2012-2014年サイクル」（2014年9月公表）
- (7) 「開示に関する取組み」（IAS第1号の修正）（2014年12月公表）
- (8) 「投資企業：連結の例外の適用」（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正）（2014年12月公表）
- (9) 「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」（IAS第12号の修正）（2016年1月公表）
- (10) 「開示に関する取組み」（IAS第7号の修

正）（2016年1月公表）

#### 5. エンドースメント手続の概要

エンドースメント手続はIASBにより公表された会計基準等について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みである。

今回のエンドースメント手続を実施するにあたっては、これまでのエンドースメント手続と同様に、次の点を勧案することとした。

- ▶会計基準に係る基本的な考え方
- ▶実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
- ▶周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）

また、エンドースメント手続を行ううへでは、これまでのエンドースメント手続と同様に、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することとした。なお、当該方針により手続を行う理由は、次のとおりである。

- ▶IFRSは所定のデュー・プロセスを経て開発及び公表されたものであり、また、ASBJ及び我が国の市場関係者も関与して開発されていること
- ▶多くの「削除又は修正」が行われた場合、市場関係者に修正国際基準がIFRSから派生したものであるとして受け止められない可能性があること
- ▶各国又は地域におけるエンドースメント手続

の状況を見ると、IASBにより公表された会計基準等について、「削除又は修正」を行っている国又は地域は限られており、「削除又は修正」を行っている場合においても、必要最小限にとどめていること

- ▶IASBにより公表された会計基準等との比較可能性に配慮すること
- ▶少数の項目に絞ることによって、我が国の考え方をより強く表明することができると思われること

## 6. エンドースメント手続における検討

ASBJにおけるエンドースメント手続では、既にエンドースメントされた会計基準等や対応する日本基準での取扱いとの比較を行い、前述の「5. エンドースメント手続の概要」に記載した判断基準である3つの観点、すなわち「会計基準に係る基本的な考え方」「実務上の困難さ」「周辺制度との関連」の観点から「削除又は修正」の要否の検討が追加的に必要か否かについて検討を行っている。

検討の結果、「4. エンドースメント手続の対象」に示した会計基準等は、主に当面の暫定措置を定めるものや要求事項の明確化を行うものであり、前述の観点から、「削除又は修正」の要否の検討が必要な項目がないと判断され、「削除又は修正」を行うべき項目はないとの結論に至った。このため、2017年4月改正修正国際基準では、ASBJが採択したIASBにより公表された会計基準等のリストを示す「修正国際基準の適用」の別紙1の改正が主な変更点となっている。

## 7. 適用時期

2017年4月改正修正国際基準は、企業が修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合、改正後の「修正国際基準の適用」を公表日以後開始する連結会計年度から適用することとしている。また、エンドースメント手続の対象とした会計基準等の適用を適時に可能とすることを目的として、「修正国際基準の適用」を、公表日を含む連結会計年度から適用できることとしており、その場合、四半期連結財務諸表については、翌連結会計年度の四半期連結財務諸表からの適用とすることとしている。

## 8. 2014年以後にIASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続の当面の進め方

ASBJでは、今回実施した2016年9月30日までに公表された会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効する会計基準等のエンドースメント手続に続いて、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」のエンドースメント手続を実施しており、その後は、IFRS第9号「金融商品」(2014年)、IFRS第16号「リース」の順番で個々にエンドースメント手続を実施し公開草案を公表することとしている。